

平成 27 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 27 年 9 月 29 日

赤井委員

今回の一般質問で、渡辺議員が高齢者運転対策について伺いました。本部長の方からも、様々な取組ということで御答弁いただきました。その点について何点か伺いたいと思います。特に高齢者人口は非常に増えています。免許の保有者も非常に増えてきていると思います。高齢者の運転免許人口について、神奈川県では現在 95 万人いると聞いております。このまま増加する、こういうふうにも思うわけですが、人口 900 万人のうちの 95 万人ですから、1 割強の方が高齢者で運転免許を持っている状況にあります。全国的にも、高齢運転者の交通事故が増えているわけですが、そういう意味で県警察としての高齢者運転に対しての取組をしっかりとさせていただきたいと思いますので、何点か質問させていただきます。

まず、高齢運転者の事故の状況について、その発生件数、割合、この数年の推移、特徴について伺います。

交通総務課長

本年 8 月末現在の 65 歳以上の高齢運転者の交通事故ですが、発生件数は 3,273 件で、前年と比較して 35 件の増加となっております。亡くなられた方は 16 人で、前年と比較して 5 人の増加となっております。けがをされた方は 3,842 人で、前年と比較して 83 人の増加となっており、いずれも増加している状況です。また高齢運転者による事故の事故全体に占める割合ですが、約 19% を占めております。その割合は、10 年前と比較して 2 倍を超えているという現状です。高齢運転者による交通事故の特徴ですが、死亡事故について分析すると、横断歩行者の発見が遅れたり、その動きをよく見ていなかったことによる事故が全体の 25% を占めており、またハンドルやブレーキの操作を誤ったことによる事故が 18.8% を占めているということが特徴として挙げられます。これらの事故ですが、やはり身体機能の変化に伴う運転行動により引き起こされたものと考えております。具体的な事例ですが、交差点を通過する際に横断中の歩行者を発見したが、ブレーキを踏もうとしたところ、誤ってアクセルを踏み込んでしまい、そのまま歩行者に衝突してしまった、こういった事故が発生しています。

赤井委員

この高齢者人口の増え方の推移のままでいきますと、後期高齢者、つまり 75 歳以上の方々の免許証の保有者の人数は 10 年後どのぐらいになると予測していますか。

免許課長

75 歳以上の高齢運転者の免許人口については、39 万 4,306 人になるものと予測しております。

赤井委員

後期高齢者で免許を持っている方が 10 年後には約 40 万人、今後ますます増えてくることを考えて、高齢者の方自身が事故に遭わないために安全運転を支援する仕組みがあるというふうにも伺っています。その取組について、どうい

うものがあるのかお伺いします。

交通総務課長

高齢者の運転を支援する取組ですが、高齢運転者に実地で運転指導する取組があります。これはシルバードライビングスクールというもので、希望者を募った任意の講習を行っております。この講習は65歳以上の方を対象としており、高齢者に自らの身体機能の変化を自覚していただき、これに応じた安全運転の方法を習得していただくということが目的となっております。参加、体験、実践のための交通安全教育というもので、指定自動車教習所に委託して行っているところです。カリキュラムの中身ですが、乗車前の準備運動から始まって、運行前の車両点検、適正な運転姿勢の確認、実車を用いた安全指導、ディスカッション形式の検討会などで構成されており、時間は2時間となっております。実車を用いた安全指導については教習所指導員が実際に同乗いたしまして、交通実態に即した危険の認知、判断、適切な運転操作ができるように小まめに指導しているところです。なお本年8月現在で、県内では183の方が受講しております。

赤井委員

シルバードライビングスクールということで、自分で希望して自分の今の運転状況がどのように変化してきているのか確認し、安全運転を自分がしっかりとできているのか学んでいくものだと思います。また、高齢者運転者の方に対して、運転の高齢者講習というものがあると思います。この高齢者講習について、通知のはがきの中に講習免除者としてチャレンジ講習及び特定任意高齢者講習受講者ということが書かれているのですが、このチャレンジ講習、特定任意高齢者講習はどのような内容となっているのか伺います。

交通総務課長

チャレンジ講習ですが、これはシルバードライビングスクールと目的はほとんど同じです。高齢者に身体機能の変化を自覚していただき、これに応じた安全運転の方法を習得していただくことが目的となっております。ただシルバードライビングスクールと違って、免許更新の一部という位置付けになっております。この講習では実車走行において定められた課題を行うことになっており、その中で70点という一定の評価を得た方が合格者として特定任意高齢者講習、いわゆる簡易の講習を受けることができることになっております。その結果、高齢者講習の受講を免除されるという形になっております。

赤井委員

70歳以上の方々に対して、安全運転のためにチャレンジ講習やシルバードライビングスクールといったものがあることは分かりました。何か非常に複雑だなという感じがするわけですが、ちなみにこの70歳以上の方で受講が必要な高齢者講習、この高齢者講習についての内容を少し伺います。

免許課長

高齢者講習は、大きく分けて三つの内容で行われております。一つ目は教本や視聴覚教材を使用した安全講話、二つ目は動体視力や夜間視力、反応速度等を検査する適性審査、三つ目は身体機能の低下を自覚してもらうための実車教習、以上三つの内容で行っているところです。

赤井委員

この高齢者講習については事前に高齢者講習のお知らせ、また75歳以上の場合であれば、さらに予備検査を紹介するためのお知らせがはがきで届くようになっていていると聞いております。実は高齢者講習を受けたという知人から聞いたのですが、30分ぐらいで終わるものだと思っていたら2時間以上も時間がかかったという話を伺いました。実際におかしいなと思い、いろいろと聞いたり、実際にこの現物を見せていただいたところ、確かにこのはがきに書かれていました。ただ、書かれてはいるのですが、字が小さいです。それから検査、講習場所及び日時が記載されるようになっていているのですが、このはがきの裏側に記載のある教習所の一覧表も非常に細かい字で全部書かれています。ここまで教習所の一覧表が必要なかどうか、講習をする人たちの自分の講習場所が書いてあれば、この裏の一覧表は必要ないのではないかと思います。この辺について、何か意味があるのでしょうか。

免許課長

御指摘がありましたとおり、検査の講習場所及び日時、括弧書きで申込先と書いてある部分において、基本的には当該講習の受講者の最寄りの自動車教習所等を指定して通知するわけですが、学校によっては混んでいてなかなか受講できない場合もあるため、裏面に他の教習所でも受講できるように、他の教習所においても印刷しているものとなっております。

赤井委員

混雑のため予約が取りにくい場合がありますので早めの予約を、と書かれているのですが、表にここへ行けばよいと書かれているにもかかわらず、わざわざ裏に細かい字で神奈川県内の自動車教習所を全部書いてあるわけです。また、時間からお金から休校日から講習場所の駐車場の有無まで、少し必要ないのではないのかなと思います。これだけ細かい字ではとてもじゃないですが、読み切れないと思います。講習時間は3時間あります、というふうに別の形で高齢者に本当に優しいものにしていただいた方がよいのではないかなと思いますので、その辺については是非、今後検討していただきたいと思います。

次に、75歳以上の後期高齢者は講習予備検査を受講する必要があるというふうにもなっています。これは認知機能検査のことだと思いますが、判定方法や認知機能検査の結果、どのような状況で判断をされて合否が出てくるのか、そういった内容の部分について、少しお伺いいたします。

免許課長

認知機能検査については、免許更新時の年齢が75歳以上の方に義務付けられており、記憶力や判断力を簡易的に判定する30分間の検査で、高齢者講習に先駆けて行われることから講習予備検査とも呼ばれるものです。検査の内容は三つあり、一つ目は検査年月日、曜日、時刻を記述させる時間の見当識と呼ばれる検査で、二つ目は図画の名称や分類等を示して、一定の時間経過後にその名称を記述させる手掛かり再生と呼ばれる検査で、三つ目は時計の文字盤を描かせて、指示した時刻を表示させる時計描画、この三つの検査により行っているところです。この認知機能検査では記憶力、判断力が低くなっている、いわゆる第1分類、そして記憶力、判断力が少し低くなっている、いわゆる第2分類、

そして記憶力、判断力に心配がないとされる、いわゆる第3分類、この三つの分類に点数によって判定して、分類に応じた内容の高齢者講習を受けていただくこととなっております。なお、現在は認知機能検査の後、すぐに高齢者講習を受けていただくというシステムになっております。そのため、認知機能検査の後採点し、時間を頂いた上でその日のうちに分かるというシステムになっております。

赤井委員

三つの分類の判定が出るということですが、これは誰が判断するのか、またその判断をするのに、例えばマルとかバツできっちりと分けられるものなのか、実際は試験官の人たちの判断によって変わってくるのではないかという感じもします。誰が判断をするのか、それからその判断には誰がやっても同じ判断が出せるような内容になっているのか、その辺について伺います。

免許課長

検査の内容については先ほどお答えしたとおりであります。時間の見当識と呼ばれる検査については、問題についての答えは採点官、要するに検査員が誰であっても同じ判定になります。また手掛かり再生、あるいは時計の描画という検査についても、検査員によって採点の中身が変わる、要は検査員が判断をしなければならない要素によって決められるものではありませんので、公平性は確保されているものと思われまます。

赤井委員

この講習予備検査は教習所の先生が検査員をされるのだらうと思いますが、この講習予備検査を担当する先生方の資格といったものは国で決めているのか、県で決めているのか、それとも特になのか、その辺について伺います。

免許課長

検査員となる者については、国家で行います検査員の講習を受講していれば、検査員となる資格が与えられます。

赤井委員

この講習予備検査の結果などから取消し、あるいは自主返納等もあると伺っています。講習予備検査から後期高齢者の高齢者講習を必ず受けて、その判断まで2年間ぐらい余裕があると思いますが、今までに取消し、自主返納が高齢者講習の検査結果で出てきた人たちはいますか。

免許課長

平成26年中ですが、運転免許の取消処分をした者が23人、停止処分が1人、合計24人となっております。

赤井委員

自主返納された方はいますか。

免許課長

自主返納については、平成26年中は1万2,971件となっております。

赤井委員

約1万2,000人から1万3,000人近くの方々が自主返納したと伺いました。この高齢者講習だけでなく、これまでに病気を持っておられる方々等についても、昨年の6月から全免許証取得者の更新時に質問票を提出させるということ

が義務付けられたわけですが、この辺の意図、それからその内容について伺います。

免許課長

質問票等の制度が出来た経緯については、それ以前にてんかん等の一定の病気を受けて申告せずに、また投薬等の医療行為も行わないまま運転免許証を持ち続けて、その者が重大事故を起こしたというようなことがあります。質問票の内容については5項目あります。一つ目は過去5年以内において、病気を原因として、または原因は明らかでないが意識を失った過去等があるということで、はい、いいえでチェックするようになっています。以下同じですが、二つ目は過去5年以内において、病気を原因として身体の一部または一部が一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。三つ目は過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。四つ目は過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。一つ目、飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。二つ目、病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。最後に五つ目は病気を理由として、医師から運転免許の取得または運転を控えるような助言を受けている。以上の内容で、神奈川県公安委員会宛てに回答していただくものが質問票でございます。

赤井委員

この質問票ですと、過去1年以内において体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上あるとなっておりますが、1年以内となると、ほとんどの人が該当すると思います。はい、いいえというふうに答えるこの質問票の結果について、はいが幾つとか、いいえが幾つとか、あるいは1番がはいなのか、いいえなのか、こちら辺のマトリックスが出来ていて、それによって結果が変わると思いますが、どのようになっているのですか。

免許課長

ただいま申し上げた五つの質問の一つでもはいと答えられた方については、運転免許試験場において免許課の審査第三係員が、警察署においては免許の担当係員が、それぞれ個別にお話を聞き、臨時適性検査の発見報告を免許課宛てに送っていただいて、必要と認めた場合については臨時適性検査の手続きをとることとなっております。

赤井委員

自分たちも一つは確実に当てはまりそうですので少し心配ですが、いずれにしろ、お話のあった講習者に対して個別に話を聞いてという部分になると、例えば、その人の病気の問題や体調の問題など、いろいろな点で専門性が必要になってくると思います。特に先ほどから話しています高齢者講習といったことや、改正道路交通法が2年以内に施行されるわけですから、これから非常に増えてくる後期高齢者の方々や教習所からの問い合わせに対して、県警としてもこれから非常に専門性の高いものが必要になってくるのではないかと思います。そういった意味で、高齢者講習のことや、また先ほど伺った病気などを持って

いる方々に対しての悩み相談、こういうようなものに対しての体制づくりが非常に大事になるのではないかと思います、その辺についてはどのように考えていますか。

免許課長

改正道路交通法の2年後の施行に向けて、県警察では職員の育成に力を入れているところです。運転免許試験場においては、これまでに運転適正相談の体制を強化し、多くの相談や審査を通じてノウハウの蓄積が出来つつありますので、引き続き相談に的確に対応できる職員の育成に取り組んでまいります。

赤井委員

これは一般質問で、我が会派の渡辺議員が熊本県の看護師の配置の話も確か質問の中で出したと思います。もちろん県の職員が一生懸命勉強するということも必要だと思いますが、看護師の配置、こういうようなものもしっかりと考えていただきたいとも思います。渡辺委員の質問に対して警察本部長自身も、他の都道府県の警察の取組も参考にしながら諸準備を進めてまいりたいとおっしゃっていましたので、是非その辺については前向きに積極的に取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、サイバー犯罪について何点か伺います。これも我が会派の亀井議員が代表質問をした内容を受けて、質問したいと思います。まず、県内のサイバー犯罪の検挙状況、それから最近のサイバー犯罪の特徴について伺います。

サイバー犯罪対策課長

まず本県における検挙状況ですが、平成26年中のサイバー犯罪の検挙件数は878件、前年比プラスの97件、パーセンテージにして12.4%の増加となっております。また、今年に入ってから検挙状況ですが、8月末現在の手集計で632件、昨年同期比でプラス45件、パーセンテージにして7.7%の増加となっております。また検挙状況の特徴としては、年々増加傾向にあるということが統計から判明いたしております。なお、その背景にあるものの考えとしては、インターネットが県民生活、社会生活、経済生活に切っては切れないものであること、さらにはそのサービス、例えばインターネットバンキングやインターネットショッピングなどが身近なものになっている中で、検挙件数も増えているという特徴が挙げられるかと思っております。

赤井委員

年々サイバー犯罪自身が非常に増えてきている中で、検挙件数も増えてきているということですが、サイバー犯罪のように本当に私たちの分からないような犯罪が今後どんどん増えてくると思っております。そういう意味で、県警の中の捜査員の育成がサイバー犯罪に対しての取組という点で、非常に大事になってくると思っております。その取組として、先日の代表質問の中でも警察本部長の方から、神奈川県は全国に先駆けてサイバー犯罪捜査顧問の採用をしたとも伺っております。このサイバー犯罪捜査顧問の活動内容などについて伺います。

サイバー犯罪対策課長

まず県警察では、日々進化いたしますサイバー犯罪に対応できる捜査員を育成するための柱の一つとして、最新かつ高度な知識を有する民間の知見を活用することが重要であると考えております。このため、今委員御指摘のとおり、

平成 25 年の顧問の採用、さらには本年 4 月からは当課サイバー犯罪対策課員を I T 関連企業に派遣する取組を行っております。また、来年度からは民間企業で I T 関連の職務経験のある方をサイバー犯罪捜査官として新規の採用することとしております。また、顧問の活動内容等について重ねて答弁いたします。まず、この方は自らシステムエンジニアとしての長い経験をお持ちであり、自らセキュリティコンサルタントの事業を行っている方です。その方を通して、インターネット通信やパソコンデータ解析において、最新の知識を活用した指導、助言を頂く他、職員のサイバー犯罪捜査に関する知識、技術の向上に資するための教養などを行っていただいております。

赤井委員

サイバー犯罪捜査顧問は全国で初めて平成 25 年に取り入れたということで、これはすばらしいことだと思います。さらには、サイバー犯罪捜査官を採用するというお話がありましたが、これは全国でも初めてのことなのでしょうか。また、このサイバー犯罪捜査官というのはどういった内容なのか、さらには、先ほど来話がありましたように民間の活力を使うことは非常に大事になってくると思いますが、それに対して県警として、どのような捜査員に対しての取組をしているのか、この辺について伺います。

サイバー犯罪対策課長

まず、サイバー犯罪捜査官について御説明いたします。悪質巧妙化してきているサイバー犯罪に的確に対応するためには、高度な情報通信技術を有する職員の育成が必要不可欠です。しかし現状において、部内では短期間のうちに職員を育成することは極めて難しい状態にあります。そこで現に高度な情報通信技術を身に付けている民間の方などを、サイバー犯罪捜査における即戦力の警察官として採用を行うことといたしました。なお、採用は来年平成 28 年 4 月 1 日、採用人数については 2 人程度を予定しております。また他県の状況ですが、他県でも採用しているということは聞いております。ただ、その人数等についてはお答えする立場にございませんので、御理解いただければと思います。さらには、民間活力の取組という御質問がありましたが、この部分については、先ほど申し上げた I T 関連企業に職員を現に派遣していること、また民間企業が行う高いレベルの研修にも職員を参加させるなど、民間の高い知見や技術力を県警に取り入れる努力は現在も行っております。

赤井委員

さらには、先日の代表質問の警察本部長の回答の中に、サイバー犯罪捜査実務専科の実施や基礎的知識を習得させるための実戦塾として、サイバー犯罪捜査実戦塾を開催していると伺いました。この実戦塾の内容について伺います。

サイバー犯罪対策課長

サイバー犯罪捜査実戦塾は、全捜査員のサイバー犯罪捜査に関する能力の向上を図る目的で開催をしているものです。実戦塾の内容としては一連のサイバー犯罪の流れを学ぶ捜査の基礎編をはじめ、犯罪に利用された押収物の解析編、さらには秘匿性の高いサイバー空間から被疑者を割り出す捜査応用編など、受講者のレベルに応じた複数の講座を設け、開催を実施しているところです。

赤井委員

県警職員、また警察官、捜査員、捜査官等々のこういったサイバー犯罪に対する取組として、全国で初めての捜査顧問、そして捜査官を来年2人採用される、さらには実戦塾でいろいろと基礎的な知識を習得させるということで、県警察はいろいろと取り組んでおります。その中であって、民間の人たち、高校生、大学生あるいは一般の青少年指導員といった方々がこれまでもいろいろとサイバー防犯ボランティアというのを行ってきています。私もこの件については何回か代表質問や一般質問でも質問させていただいたと思いますが、そのサイバー防犯ボランティアの方々との連携について伺います。また、学生サイバーボランティアといった名前も確か付いていたと思いますが、学生たちも一生懸命取り組んでいます。こういった方々の現状、そして、どのような方向でこの一般県民の人たちのサイバー犯罪に関するボランティアに対して、取り組んでいくよう考えているのか伺います。

サイバー犯罪対策課長

委員のお話にあったボランティアの方々の活動は非常に重要なものであると考えております。この方々に各種防犯教室やキャンペーン等へ参加をしていただくとともに、この方々への育成支援にも力を入れております。また、この方々が行っていただく教室等については、親御さんや学校関係者等から高い評価を得ております。そのボランティアが行っていただく講習が非常に高い評価を得ている特徴として県警が考えているのは、小学生、中学生、高校生を対象にして行うサイバー講習が教える側と受ける側の間の年齢が近いという親近感から受講者の方が身近な問題とまず捉えてくれること、これが効果の一つだと思っております。2点目については、学生ボランティアの方自身が日常的にインターネットを利用されているということで、講習内容に説得力が非常にあるという点です。3点目については、サイバー講習の受講者が自らボランティアとして活動するなど、ボランティアの裾野が広がるという効用が認められます。特にこの若い方々の活力に力点を置いて、県警ではこの方々の育成支援にも力を入れているところです。

赤井委員

学生の方がサイバー犯罪を起こす人たちと非常に年齢的に近いということも言われました。先日、11歳の女の子が連れ去られたという事件がありました。これもチャットを通じて犯罪に巻き込まれたという話でした。これから特に、マイナンバーがこの秋から配信されるわけですから、このマイナンバーを全部乗っ取られるといったいろいろなサイバー犯罪がどんどん広がっていくのではないかと思います。神奈川県はサイバー犯罪の捜査顧問を全国で初めて採用したということですので、どうかこの辺についてもサイバー犯罪に対してのこれからの取組をしっかりと行っていただき、全国に模範となるような神奈川県警であっていただきたいとお願いして、私の質問を終わります。